いじめ防止基本方針

１　いじめの防止等の対策に関する基本方針

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れる様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解出来るようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

２ いじめの防止等に関する基本的な考え

（1）　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規程する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者等」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

※　「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関っている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる 被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

ア　いじめの認知

○　特定の教職員のみによることなく、第２２条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イ　いじめの判断

○　表面的・形式的に行わない。

○　いじめられた児童生徒の立場に立つ。

○「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○　いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○　いじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認する。

○　いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

・　外見的にはけんかのように見える場合など

・　インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

○　いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。

・好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

○　軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができない場合等においては、学校は「いじめ」ということばを使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。その場合でも、学校のいじめ対策組織へ情報を共有することは必要である。

○　必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(2) いじめの防止

（ いじめの禁止）

第４条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第１５条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

２　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア　全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

○　「いじめとは何か、いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

○　豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
そのために、教職員が主体となった「居場所づくり」と児童生徒が主体となった「絆づくり」を推進する。
　つまり、教職員は、児童生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる学級や学校にしていく「居場所づくり」に努め、児童生徒は、日々の授業や学校行事等において、主体的に取り組む共同的な活動を通して、互いの信頼関係等を築いていく「絆づくり」に取り組んでいくことが、いじめの防止等の対策においては重要である。

○「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりが重要である。

○　いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

○　児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。

○　インターネットや携帯電話等を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

○　特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

・　発達障害を含む、障害のある児童生徒
・　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
・　性同一性障害や性的指向・性自認（性別に関する自己意識）に係る児童生徒
・　東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

イ　学校及び教育委員会の取組

○　全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

○　日頃から、児童生徒及び保護者との信頼関係を構築する。

○　地域や関係機関との連携を図る。

○　いじめの防止のための児童生徒の自主的な取組を支援する。
（児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でのいじめ撲滅、命の大切さを呼びかける活動、児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等）

○　いじめの防止の重要性を、児童生徒、教職員、保護者等に対し、資料等を活用して啓発する。

(3) いじめの早期発見

（いじめの早期発見のための措置）
第１６条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。
２　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備 に必要な施策を講ずるものとする。
３　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア　早期発見に向けて

○　全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。

○　児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的、客観的に把握するために、「学校楽しーと」「ニコニコチェック」等の質問紙を活用する。

○　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

○　ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持つ。

○　いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

○　インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有していることを踏まえ、アンケート調査や個人面談等から、早期発見に努める。

イ　学校及び教育委員会の取組

○　定期的なアンケート調査や教育相談（個人面談）の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒が自らＳＯＳを発信しやすい（いじめを訴え・相談しやすい）体制を整える。

○　児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

○　地域や家庭と連携して児童生徒を見守る。

(4) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第２３条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ア　いじめが確認された場合の対応

○　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用した組織的な対応を行う。

○　学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、当該児童生徒の保護者と連携を取る。

○　いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、当該児童生徒の保護者と連携を取り、適切に指導する。

○　必要に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど専門家等と連携して対応する。

○　家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。

イ　学校の体制整備

○　日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。

○　学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。

○　学校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校におけるいじめの防止等の対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得ることについて、理解を深めておく。

○　「いじめが解消しているか」否かを被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては、次の２つの要件が満たされる必要がある。

◆　「いじめが解消している」状態

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から）

○　いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を注意深く観察する必要がある。

(5) 教職員の資質の向上

(学校の設置者の責務)

第７条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ア　教職員の資質向上の必要性

○　いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから研修等を通して資質向上を図る必要がある。

○　いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方（「いじめの未然防止」、「早期発見（気付く力）」、「早期対応」、「報告・連絡・相談」、「関係機関と連携しての対処」）について、理解を深めておく必要がある。

イ　学校の体制の整備

○　教職員がいじめの問題に対して、態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の校内研修会を複数回もつなど、機会を充実させる。

○ 心理や福祉の専門家を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

(6) 家庭、地域との連携

（保護者の責務等）

第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

４　第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア　家庭との連携

○　「学校いじめ防止基本方針」をＰＴＡや地域の関係団体等に学期始めや学期途中に、ＰＴＡ総会、学級ＰＴＡ等を通じて、分かりやすく伝える機会の充実を図る。

○　ＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする。

○　いじめの問題について、規範意識の醸成など、家庭と連携した対策を推進する。

イ　地域との連携

○ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため､学校と地域、地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7)　関係機関との連携

（関係機関等との連携等）

第１７条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

ア　連携の必要性

○　学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

イ　連携に向けて

○　警察や児童相談所等と適切な連携を図るために、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡協議会の開催など、情報共有体制を構築しておく。

○　法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知する。

学校が実施する施策

(1)　学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本な方針を定めるものとする。

ア　学校基本方針策定の趣旨

各学校は、国や県、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を明確にするために「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と記す。）として定める。

イ　学校基本方針の主な内容

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

ウ　具体的項目
具体的な内容として、いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることが考えられる。
エ　計画的な取組
校内研修等で、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込んだり、これらに関する年間を通じた取組計画を定めたりすることが考えられる。
オ　定期的な点検・見直し
より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して、きちんと機能しているかを、後述する「いじめの防止等のための組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。
カ　保護者・地域の参画
学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
キ　学校基本方針の公開
策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う。

(2)　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア　組織の設置の趣旨
いじめの問題に対して、組織的な対応を行うために中核となる常設の組織を置き、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、学校評議員など外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。
イ　保護者・地域の参画
学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、児童・民生委員、あいご会関係者等、地域住民の参加を図ることが考えられる。
ウ　いじめの防止等の対策のための組織の役割
当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
具体的には、以下のような役割が考えられる。
○　学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
○　いじめの相談・通報の窓口としての役割
○　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
○　いじめの疑いに係る情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割
○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進する役割
いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施するとともに、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか、見直しを行うことが必要である。
エ　情報の共有
当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。報告・相談を行わないことは、法第２３条　第１項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
オ　学校評価の評価項目への位置づけ
学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
カ　定期的な点検・見直し
当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行う。
キ　いじめの防止等の対策のための組織の構成員
当該組織を構成する第２２条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動顧問などから、組織的対応の中核として

機能する体制を、学校の実情に応じて決定する。
これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たって、関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
　また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家が参加しながらチームとして対応することが効果的である。

ク　既存の組織の活用
　各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例があるが、こうした既存の組織を活用して、いじめの防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも考えられる。

ケ　外部専門家の活用
当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

コ　重大事態への対応
　第２８条　第１項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3)　学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア　いじめの未然防止
いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。
　未然防止の基本は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育て、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。
　また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも大切である。
　さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、次の８項目について十分留意し、指導する。

○　道徳教育や特別活動等をとおして、児童生徒同士の好ましい人間関係を築く。
○　いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
○　いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
○　いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
○　いじめを受けることや、いじめを見聞きすることがあったら、一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
○　児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を計画的に設ける。
○　行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
○　いじめ解決に向けた、児童生徒の主体的な活動を支援する。学校は、これらの取組について、家庭・地域と協力し合い、取組を推進していくことの必要性を共通理解しておく。

イ　早期発見
　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
　アンケート調査や個人面談において、児童生徒自らＳＯＳを発信することやいじめの情報を教職員に報告、相談することは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解する必要がある。そのため、相談を受けた際には、児童生徒の様子を単に見守るだけでなく、保護者と連携を図りながら、迅速に具体的に対応することが重要である。
　また、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切であり、学校は次の７項目において組織的・計画的に実践する必要がある。

○　アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有
○　県作成の児童生徒の学校適応感を捉える質問紙「学校楽しぃーと」等のアセスメントを実施する。
○　県作成の「いじめ対策必携」の活用
○　定期的な教育相談による児童生徒の状況の把握と情報の共有
○　スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
○　管理職をはじめ、全教職員による校内巡視等の実施
○　学校便りやＰＴＡの会合を通じた学校の取組の発信及び情報の収集・共有
　学校は、気になることについて、日頃から教職員同士や保護者と連絡を取り合う関係を築いておくことが重要である。

ウ　早期対応

(ｱ)　法第２２条に基づく「組織」を核とした対応
　学校は、学校基本方針に基づく対応方針を共有して、学校全体で取り組む。
　いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、周囲の児童生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、

指導・助言を受ける。
　教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。報告・相談を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

(ｲ)　いじめを受けた児童生徒への対応
　いじめを受けた児童生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた児童生徒の側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する児童生徒などの事実関係を明らかにする。
　また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童生徒の心のケアを図る。対応後、「いじめが解消している」と判断した事案についても、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、担任のみならず、学校におけるチームで日常的に注意深く観察する。

(ｳ)　いじめを行った児童生徒への対応
　いじめを行った児童生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童生徒などの事実関係を明らかにする。
　その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。
　さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。児童生徒の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、児童生徒の心のケアを図る。

(ｴ)　いじめを通報した児童生徒等への対応
学校は、通報した児童生徒のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。また、勇気をもって教職員にいじめを通報した児童生徒を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した児童生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

(ｵ)　いじめを行った集団及び周囲の児童生徒への対応
　いじめている児童生徒のまわりで、一緒になって見ていることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている児童生徒の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。
また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(ｶ)　保護者への対応
　いじめを受けた児童生徒の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。いじめを行った児童生徒の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。
学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(ｷ)　地域や家庭、関係機関等への対応
　学校は、学校評議員、ＰＴＡ等地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考えられる。さらに、いじめの問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

重大事態への対処

１　重大事態の発生と緊急対応

(1)　重大事態の意味 いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

○　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第２８条第１項第１号に係る事態）
・ 児童生徒が自殺を企図した場合
・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神性の疾患を発症した場合

○　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第２８条第１項第２号に係る事態）
　不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
※ 教育委員会への報告は、年間３０日の目安によらず、速やかに行うこと。

　児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○ 誤った重大事態の判断を行った事例等
① 明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており。生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が３０日に満たないため不登校重大事態でないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。
② 不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間３０日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては、「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に３０日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難となってしまった。
③ 不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほどの精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ適切に対応を行う必要がある。

(2) 重大事態への緊急対応
ア 重大事態の報告
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
イ 全校体制による緊急対応
学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
・ 児童生徒の状況確認と支援・指導、児童生徒・保護者・教職員の心のケア
・ ＰＴＡ・警察などとの連携 など
ウ 市教育委員会による緊急指導・支援
市教育委員会は、学校と緊密な情報連携を図り、学校に対して以下に例示するような指導・支援を行う。
・ 情報確認、情報収集、情報整理などに係る必要な指導
・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
・ 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援 など

２ 学校又は市教育委員会による調査
法第２８条第１項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。
(1) 調査の主体及び調査を行うための組織
ア 調査主体の判断
学校から報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。その際、市教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを十分踏まえて判断する。
イ 調査を行うための組織
○ 学校主体の場合→「いじめの防止等の対策のための組織」
※ 市教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。
○ 市教育委員会主体の場合→「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」
※ 「鹿児島市いじめ問題等調査委員会」は、市教育委員会・学校と連携し、中立的な立場で調査を行う。
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施
以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。
・ いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を、どのように（態様）
・ なぜ（いじめを生んだ背景事情、人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）
ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
・ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査
・ 情報を提供してくれた児童生徒等の安全確保
・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）
意識不明等の病状や死亡により、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
・ 調査方法については、市教育委員会が調査主体となる場合、「鹿児島市いじめ問題等調査委

員会事故対応フロー図」に基づき、調査委員会と市教育委員会・学校が連携して実施する。
・　児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

(3)　その他留意事項
ア　心のケア
いじめられた児童生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会は臨床心理相談員やスクールカウンセラーを派遣する。
イ　調査に当たっての説明等
(ｱ)　いじめられた児童生徒及びその保護者に対して
・　調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
・　調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。
(ｲ)　調査対象の児童生徒及びその保護者に対して
・　調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。
ウ　報道取材等への対応
プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

３　調査結果の提供及び報告
(1)　調査結果の提供
市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
(2)　調査結果の報告
調査結果については、市長に報告する。
上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。
４　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
(1)　再調査
ア　報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、結果について再調査を行うことができる。
イ　再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない第三者によることとする。
ウ　いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。
(2)　再調査の結果を踏まえた措置等
市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。なお、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告しなければならない。

その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、市立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。
また、市は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果について必要な措置を講じる。